

竹原市総務文教委員会

平成31年2月21日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第18号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第21号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第22号 竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する
条例案
- 4 議案第23号 平成30年度竹原市一般会計補正予算(第6号)
- 5 議案第25号 平成30年度竹原市貸付資金特別会計補正予算(第1号)
- 6 議案第29号 平成30年度竹原市水道事業会計補正予算(第3号)
- 7 請受第31-1号 国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を
求める請願

その他

(所管事務調査)

- 1 今後の所管事務調査について
 - (1) 次回委員会の開催について
 - (2) 閉会中の継続審査の申出について

(平成31年2月21日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
松 本 進	出 席
吉 田 基	欠 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
堀 越 賢 二
川 本 円

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	今 榮 敏 彦
副 市 長	田 所 一 三
総 務 部 長	平 田 康 宏
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也
建 設 部 長	有 本 圭 司
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	向 井 直 毅
税 務 課 長	井 上 光 由
企 画 政 策 課 長	沖 本 太
まちづくり推進課長	堀 信 正 純
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	西 吉 八 起
水 道 課 長	松 岡 俊 宏

午前9時00分 開会

委員長（今田佳男君） 開会前に委員長から申し上げます。

吉田委員から欠席届が提出されていますので、報告しておきます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

第1回定例会における総務文教委員会の議事の進行ですが、付託案件の審査を大きく2段階に分け、第1回目は詳細にわたる一問一答による質疑を行い、その後委員による自由討議を行います。詳細審査がおおむね終了した後、第2回目として、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、個別に討論、表決と考えております。

また、委員会審査においては、当該議案に対する考え方を十分聞いた上で判断していただくよう、また自己の意見を述べる際には、事実に基づき、根拠のある発言をしていただくようお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めまして、皆様おはようございます。

本日は委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第18号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例案など3つの条例改正、また議案第23号から、議案第25号、議案第29号と、一般会計、特別会計などの補正予算について説明させていただきますので、慎重な御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

審査の都合上、審議の順序につきましては、総務部関係議案として、議案第18号、議

案第 23 号，議案第 25 号，次に企画振興部関係議案として，議案第 21 号，次に公営企業部関係議案として，議案第 22 号，議案第 29 号，最後に請受第 31-1 号の順で行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認めます。そのようにとり行います。

なお，執行部からの説明は，以後座ってまま行っていただいて結構です。

それでは，議案第 18 号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは，議案第 18 号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書の 29 ページと議案参考資料 23 ページになります。

改正の要所といたしましては，地方税法等の一部が改正され，国民健康保険制度の運営が県単位化されたことに伴いまして，県内の医療費等から推計されました標準保険料率を参考に，各種税率及び税額を定めるものであります。

改正の内容につきましては，本日配付しております資料で説明いたします。

平成 31 年度国民健康保険税の見直しについて，A4 をごらんください。

それでは，その資料の 1. 国民健康保険税率の見直しに係る激変緩和措置について。

（1）激変緩和措置の方針について，広島県が示す標準保険料率を適用した上で，医療保険分の均等割額に財政調整基金を繰り入れ，激変緩和措置を行います。

（2）その理由といたしまして，激変緩和措置を行うことで，低所得者の負担軽減を図るものであります。

（3）激変緩和措置の内容につきまして，ア，低所得者への影響を考慮し，医療保険分の均等割額を平成 30 年度においては，2 万 6,400 円に据え置いております。平成 31 年度については，2 万 8,000 円とすることとします。イ，平成 32 年度以降の激変緩和措置につきましては，標準保険料率及び基金残高を総合的に勘案し，財政調整基金の繰入金額を決定するとともに，ウ，財政調整基金を活用し，医療保険分の均等割額を段階的に増額することにより，広島県の統一保険料に近づけます。

次に，（4）の激変緩和措置の期間につきましては，原則 3 年とします。ただし，標準

保険料率及び基金残高を総合的に勘案し、広島県国民健康保険運営方針で定める激変緩和措置の実施期間である6年を最大と考えております。

(5)の現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率比較表の方をごらんください。

①の方が、平成30年度、現行の保険税率になります。②が平成31年度標準保険料率で、県が示したもので、現行と比較すると所得割額で、現行の所得割率の合計が11.51%、標準保険料率の合計が11.90%で、0.39%の増額となります。1人当たりの均等割額は、現行の合計4万6,413円から5万861円となり、4,448円の増額となります。1世帯当たりの平等割額は、現行の合計3万1,301円から3万2,822円となり、1,521円の増額となります。

①、②、③の網かけの欄、均等割の欄をごらんください。

平成30年度は、本市独自の激変緩和措置として、医療分の均等割額を①の2万6,400円に据え置いておりますが、標準保険料率では②の方、2万9,093円となっている医療分の均等割額について、平成31年度も基金から1,000万円程度繰り入れ、③の2万8,000円に引き下げる案を平成31年度の保険税の案としております。

次に、大きい2.平成30年度現行調定額と平成31年度(案)激変緩和措置適用後の税額、調定額の方になりますが、この比較の表をごらんください。

これは、1月15日時点の本市の国保加入世帯・被保険者数に当てはめて調定額を比較しております。調定額が現行の4億9,980万7,700円から、5億1,685万5,500円となり、差し引き1,704万7,800円、1人当たりで2,613円、増減率で3.41%の増となります。

次に、大きい3.1人当たりの調定額の比較の表をごらんください。

平成29年度から平成31年度(案)までの調定額の推移になります。

1人当たり調定額は、平成29年度は8万5,831円、平成30年度が7万6,610円、平成31年度(案)が7万9,223円でございます。制度改正によりまして、平成30年度に1人当たりの調定額は10.74%減少しております。平成31年度に保険税が上昇しても、制度改正前の水準までには至っていない状況であります。

次に、大きい4番、激変緩和期間中の基金の見込みをごらんください。

①平成31年度当初の基金残高見込み額につきましては、3億2,384万159円になります。

②収納不足見込み額につきましては、県単位化後は県の決定した保険税を主な財源として県に支払うようになりますが、その納付金を納付するために県が標準保険料率を示します。その税率を算出するための基礎数値で、1人当たりの医療費や世帯数、被保険者数、所得水準のような収納率等を推計します。その標準保険料率で課税する時に、県が推計した基礎数値と実際の数値が乖離していた場合の収納不足額になります。例えば、本年、この平成30年度におきましては、被保険者数を当初6,445人と見込んでおりましたが、実際決算見込みの方では6,130人と、315人当初見込みより減少いたしました。この場合、推計どおりの収納率を達成しても、県が示した国保事業納付金額に対し、約3,300万円の収納不足が見込まれます。今年度におきましては、その不足額に対し、財政調整基金を取り崩して対応する予定であります。その額が②の方、5年間で、単年1,400万円、5年間で約7,000万円の不足の方を見込んでいるということでございます。

次に、③前期高齢者交付金精算分につきましては、平成29年度に過大に交付されていた前期高齢者交付金の還付額が8,171万7,263円必要になります。

④平成31年度の保険税の激変緩和の財源といたしまして、基金の方から約1,000万円の方を繰り入れるように考えております。

⑤平成32年度の激変緩和の財源といたしまして、基金繰入金500万円を見込んでおります。

⑥差し引き基金残高1億5,712万2,896円になります。基金保有額につきましては、県が示します保険料収入見込み額のおおむね12分の3、3カ月分といたしまして、約1億5,700万円を保有するのが適切と考えております。平成30年度から平成32年度までの3年間におきまして、本市独自の激変緩和措置を行っても、県単位化後、6年間の経過措置が終了する平成35年度末の基金残高は、約1億5,700万円を見込むことができます。平成36年度に準統一保険料へ移行した後も、収納不足等に対応できるよう基金を残すことができるものであります。

以上のように、平成31年度の保険税（案）として、広島県が示します標準保険料率を適用した上で、財政調整基金を繰り入れ、医療分の均等割額を2万8,000円とする改正案を上程するものであります。

なお、A3縦長の資料の方につきましては、県が作成いたしました広島県内の31年度、1人当たり保険料収納必要額の算定結果になります。参考として配付しておりますの

で、後ほどごらんください。

竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての説明は以上になります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 1点だけ教えてください。

被保険者の平成30年度の見込みの数字が6,445人が6,130人だったという、聞き間違えかもしれないので、ちょっとその確認と、なぜ300人の見込みが違ったのかという理由をお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 人数の方の見込みの要因なのですが、減少している理由につきましては、少子高齢化に伴う人口減、高齢者医療制度への移行、それと景気の回復等で、パート労働者の適用拡大によります被用者保険への移行などの影響ということによるものと考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 近年、これほど300人という数字というのはあったのかどうか。

委員長（今田佳男君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） この制度が平成30年度からですので、今回が初めてということとであります。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 了解です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと、確認を含めて質問させていただきたいと思いますが、先ほどには資料の説明の分で、2番、3番といいますかね、激変緩和措置での税額とか、3番目のところは1人当たりの調定額ということの説明があって、ちょっと確認したいのは、3番の1人当たりの増減ということで、平成30年より新年度、31年度は1人当たりの増の方で2,613円、率で3.41というこの値上げっていいですか、値上がるよ

と、負担増になるよということの確認でいいのかどうかということと。

それともう一つ、関連して、明日一般質問でまたやるようにしているのですが、ここで聞きたいのは、特に均等割、平等割というところは、資料の23ページのところに資料がありますけれども、特に基礎額や後期高齢者医療の支援とか介護納付金についても、均等割と平等割のところが負担の上げといいますかね、負担増が大きいということで、本来所得割のところの課税を必要だったら上げていくということが普通ではないかと思うのですが。

私が言っているのは、国保税そのものが全体として高いよということは前提として、変更する場合は所得割の方を上げたりしたり、あと均等割のところは据え置くとか軽減することはいろいろ言ってきたものですが。今回のところは、均等割、平等割が伸び率が高くなって、一番高い例で言ったら適切かどうかわかりませんが、介護納付金の平等割のところは、22.5%も負担が増えるというような提案になっています。

それで、そこで聞きたいのは、特に組合健保とか協会けんぽなんかは均等割、平等割がないというのは御存じだと思うのですが、税の公平性の観点からも、いろいろ全国知事会や全国市長会で、今公費負担を投入してくれと、公費負担を増やしてくれということの申し出がやられているということも御存じだと思います。

それで、特に竹原市で考える場合は、こういった税の提案という場合も、一つは所得割の方に当然ウエートがかかって、あとは均等割とか平等割というのは昔の人頭課税というのですかね、前近代的な課税ということになりますから、所得に応じてその応分の負担をしていただくというのが今までの戦後民主主義のルールだと思うのですが、確かに、国保税の場合はそうっていないということが課題で、先ほど言ったような全国知事会でも見直しを求めているところですね。

それで、竹原市の場合も、一つ考えてもらいたいのは、その均等割、平等割をウエートを上げるということ自体は、特に子どもさんの少子化の問題があつて、その意に沿わせる環境をよくしようという中での医療保険という一つの政策なのですけれども、そういったところから見ても、やっぱりそこにウエートを上げること自体がどうなんかなという面で、ちょっと現実……。

委員長（今田佳男君） 端的に。今、2点目の質問をされているのだと思うのですが……。

委員（松本 進君） 説明をちょっとしたわけですが、端的に言えば、均等割、平

等割にウエートかけて、今の少子化対策から見たら逆行するのではないかな。逆に、そこは負担を軽くするというのがいいのではないのかなということについて、こうなっていないからちょっと聞きたいと、お聞きしたいです、2点目として。

委員長（今田佳男君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） まず一点目の、平成31年度と30年度の対比ということで、1人当たりの増減、これは表にあるように、1人当たりといいますと2,613円、率でといいますと3.41%ということでございます。

それと、所得割、均等割、平等割ということ、少子化のことも含めまして、委員からの御質問でございますが、やはりこちらの方、資料の方で説明させていただいておりますように、低所得者ということ、それと少子化ということも含めまして、今年度につきまして、医療分の均等割の方を2万8,000円に据え置くということでございますので、御理解の方よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今、ちょっと提案があったのは、こういった23ページの参考資料のを提案されて、そこでちょっと一番高い例をわかりやすく言ったのですが、納付金の場合には特に22%とか、ちょっと上がっているよと、そこは均等割、平等割というところの比率なのですが。いろいろ軽減措置をとったとしてもそれだけやっばり上がるということは見ればわかるのですけれども、私が言ったのは、そういった竹原市の政策として、独自のやっばり、よそはやっているところもあるわけですけれども、均等割、平等割の負担をできるだけ軽くするというのですかね、押さえるという面での施策については、もうちょっと配慮できるのではないかなということでもあります。そこについてもう一回。

委員長（今田佳男君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 均等割額、平等割額の減額、軽減ということでございます。

本市といたしましては、資料で配っております縦長の方の資料でございます。

下の方の棒グラフの方でありますように、統一保険料、こちらの方を6年目に県の方針で、経過措置が過ぎたらこの統一保険料になるということでございます。そういったことも含めまして、その6年後の統一保険料、準統一になりますが、そちらの方に速やかに移行するというので、今回提案させていただいております均等割の方の減額ということが適切ではないかという判断をしている中での提案でございますので、御理解の方、よろし

くお願いいたします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に移ります。

次に、議案第23号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第6号）及び議案第25号平成30年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、まず一般会計の補正予算の方から御説明をさせていただきます。

お手元に平成30年度2月補正予算案の概要というものをお配りをいたしておりますので、こちらの資料に基づきまして御説明をさせていただければと思います。

まず、1ページから。

このたびの補正予算案につきましては、公立保育所の施設老朽化等に伴う児童の安全確保を図るため、新たに整備する認定こども園建設に必要な予算を計上するとともに、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算額を見込む中での過不足のほぼ全款にわたる調整が主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額に7,488万4,000円を追加し、総額を169億227万8,000円とするとともに、繰越明許費の上限額と地方債の追加及び変更、また債務負担行為の廃止を行う内容となっております。

歳出予算の補正内容につきましては、追加計上を行うものが、衛生費、農林水産業費、災害復旧費、公債費、減額を行うものが、総務費、民生費、土木費、消防費、教育費となっております。その個別の具体的内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で御説明をいたしますので、3ページをお開きいただければと思います。

まず、上段でございます。

入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算見込みに基づく精算など、平成30年度の事業執行見込み等を踏まえた予算整理に係る各

種経費の補正につきましては、冒頭でも申し上げましたが、ほぼ全款にわたり調整を行っていることから、かなりのボリュームになっておりますので、増減幅の大きい事業のみの説明とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、増額となるものにつきまして、認定こども園等に要する経費につきましては、公定価格の増額改定などに伴い、園児1人当たりの単価が増加したことから。それから、障害自立支援給付に要する経費につきましては、平成30年度報酬改定などにより、扶助費が見込みを上回ったことなどから。また、広島中央環境衛生組合に要する経費につきましては、施設整備費において、地盤対策及び防災対策工事の追加、またその他の事業費の精算により、それぞれ不足が見込まれる額を追加するものでございます。

次に、減額となるものにつきまして、災害援護資金貸付金につきましては、貸付実績に伴う調整。都市再生整備計画に要する経費につきましては、まちおこしセンターの整備を見送ったものによるもの。それから、新開土地区画整理事業に要する経費につきましては、保留地売却収入を都市基盤整備基金に積み立てを行う一方で、特定財源である県支出金の減額交付決定に伴う事業量の調整などにより、それぞれ不用となる予算を減額するものでございます。

続きまして、下段の民生費、災害救助に要する経費について、災害廃棄物処理等委託料1億8,608万3,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、平成30年7月豪雨災害により倒壊した全壊家屋や、宅地内に流入したがれき、堆積土砂を、被災者の早期の生活再建、二次災害防止の観点から、撤去を今行っているところでございますが、受け付け実績等から過不足を調整するとともに、災害廃棄物処理について、処理見込み数量、処理方法等を精査した結果、不足が見込まれるため、不足が見込まれる予算額について増額を行うものでございます。あわせて、廃棄物の処理方法の調整に不測の日数を要したため、あわせて繰り越しの変更も行うものでございます。また、財源について、起債充当が可能となったことから、財源の変更を行うものでございます。

続きまして、4ページでございます。

上段の土木費、施設整備に要する経費について、こども園施設整備工事費等5億6,200万円を追加するものでございます。こども園整備につきましては、公立保育所の施設の老朽化等に伴う児童の安全確保を図るため、竹原西保育所、中通保育所、竹原西幼稚園を統合して、新たに認定こども園を整備することとし、平成32年4月の開園に向け、施設整備工事に係る工期を考慮し、年度内に入札及び契約手続が可能となるよう、今年の1

2月議会において債務負担行為の議決をいただき、現在入札業務に着手しており、このたびに施設工事費等の予算を計上するものでございます。あわせて、必要とする工期が来年度にわたることから、繰り越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を1億8,183万4,000円、地方債を3億4,270万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、中段の消防費、水防・防災対策に要する経費については、ハザードマップ更新委託料500万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、平成20年3月に作成をいたしました竹原市洪水ハザードマップについて、河川氾濫等の浸水情報と土砂災害危険箇所、避難所等に係る情報を住民にわかりやすく提供し、平常時から広く市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の減災対策としての活用を図るために、ハザードマップを更新するものであります。また、必要とする業務期間が確保できないため、あわせて繰り越しを行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算の2分の1充当するものであります。

次に、下段の災害復旧費、公共土木施設災害復旧に要する経費について、災害復旧工事費1億9,132万6,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、平成30年7月豪雨災害において被災した、道路、河川などの公共土木施設の速やかな復旧を図るため計上いたすもので、7月専決補正予算、9月補正予算及び12月補正予算で計上した予算と合わせ、今年度及び来年度中に復旧工事の完了が見込めるものについて、今回予算を計上するものであります。なお、工事が来年度にわたるため、繰り越しの変更も行うことといたしております。財源につきましては、国庫支出金を7,066万3,000円、県支出金を3,533万1,000円、地方債を8,530万円充当するものであります。

続いて、歳入予算の説明をいたしますので、1ページにお戻りください。

まず、市税について、個人市民税が豪雨災害による減免、固定資産税が、同じく豪雨災害による減免や評価替えによる在来家屋の変動率の上昇などにより減少いたしましたが、法人市民税について、一部企業の業績が見込みを上回ったことにより、トータルで1,914万2,000円を追加計上いたしております。

続いて、利子割交付金から地方特例交付金までの歳入につきましては、広島県からの通知等に基づき、それぞれ追加、または減額の調整を行っております。地方交付税につきましては、算定による交付基準額が見込みを上回ったことによる普通交付税の増加、また災

害に伴う特別交付税の増額交付が見込まれるため、2億4,292万4,000円を増額いたしております。

次に、分担金及び負担金につきましては、事業の決算見込みにより、当初見込みを下回ったことから、1,612万3,000円を減額いたしております。

使用料及び手数料につきましては、市民館施設使用料などが当初見込みを下回ったことから、216万2,000円を減額いたしております。

国庫支出金及び県支出金については、歳出予算の補正に合わせ、それぞれ追加、または減額をいたしております。

財産収入につきましては、新開土地地区画整理事業における保留地の売払収入として、108万4,000円を追加計上いたしております。

寄附金については、豪雨災害に係る寄附などにより、8,750万円を追加計上いたしております。

2行飛ばして、諸収入につきましては、広島県市町村振興協会からの災害見舞金としての交付金を追加するとともに、決算見込みによる増減の調整により、423万1,000円を追加いたしております。

市債につきましては、歳入欠陥債、災害対策債、行政改革推進債の追加に加え、歳出予算の補正に合わせ、それぞれ追加、または減額をいたしているところでございます。

少し戻っていただきまして、18番目に書いてあります繰入金におきましては、各種事業の執行状況に合わせ、特目基金からの繰り入れを減額し、貸付資金特別会計からの繰入金を追加計上いたしております。財政調整基金繰入金につきましては、6億6,693万4,000円の減額をすることで、収支の均衡を図っているところでございます。

次に、8ページをお開きください。

繰越明許費の補正でございます。

追加分のうち、土木費、こども園整備事業、それから消防費、水防・防災対策事業、また変更分として、民生費の災害廃棄物処理事業、災害復旧費の平成30年公共土木施設災害復旧事業につきましては、歳出予算のところで説明をさせていただきましたので省略いたします。

それで、追加分につきまして、民生費において、経営体育成支援事業については、事業の完了が年度内に見込めないため、繰り越すものでございます。土木費において、市道宮床線道路新設改良事業、県営事業道路整備事業、県営事業港湾整備事業、都市公園整備事

業，県営事業道路改良事業，県営事業急傾斜地崩壊対策事業，生活道路対策事業については，平成30年豪雨災害により，災害復旧事業を優先したため，年度内の事業の完了が見込めないため。それから，新開土地区画整理事業につきましては，地権者との調整に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

それから，変更分について，災害復旧費の平成30年農林水産施設災害復旧事業につきましては，緊急を要する他の公共土木施設等の復旧事業を優先して実施しているところでございます。そのため着工時期が遅れることから繰り越すものでございます。

続いて，債務負担行為の説明をさせていただきます。

債務負担行為の中で，景観計画策定に要する経費について，平成30年7月豪雨災害の影響により，年度内の事業実施を見送ったため，こちらは債務負担行為を廃止するものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明でございます。

続いて，5ページをお開きください。

5ページの下段で，貸付資金特別会計でございます。

補正予算案の概要といたしましては，決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ211万円を追加し，総額を1,044万円とするものであります。

まず，歳出につきまして，貸付金，一般事務に要する経費として，一般会計繰出金800万円の追加計上を行うものでございますが，これにつきましては，最終的な収支の均衡を図るため計上しているものでございます。貸付金に要する経費について，竹原市奨学金など589万円の減額を行っておりますが，こちらにつきましては，決算見込みに基づき，不用となる予算を減額するものでございます。

続いて，歳入の説明をさせていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

こちらの2番目の貸付金特別会計の歳入でございます。

奨学資金貸付金及び就学資金貸付金の償還金について，決算見込みに基づき，合計で211万円を追加計上いたしているところでございます。

以上が貸付金特別会計の補正予算案でございます。

私からは以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより2議案，一括して質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

山元委員。

委員（山元経穂君） まずは、本日委員会に遅参したことをおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

では、質疑に入らせていただきますが、4ページ、ハザードマップ更新事業がありますが、平成20年3月に作成し、今回更新されるということで、これ財政課長にお聞きするもどうなのかなとも思いますけど、これは昨年の7月豪雨での災害等を見越したものにしていくなのかどうかというところを、まず最初に1点目お聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） ハザードマップの作成でございますが、20年3月が洪水のハザードマップでございます。これを作成して当分の間がたっているということと、洪水ハザードマップにつきましては、当時の土砂災害警戒区域等、また特別警戒区域等もその時点のものを掲載しておったということと、その土砂の指定につきましては、平成16年度から始まっておりまして、市内全域におきましては、今年度で一旦完了する見込みと、広島県が指定いたしますので、その関係もございます。

また、併せ持って、平成17年には高潮のハザードマップもつくりまして、以降地震等のマップもつくりましたが、それぞれ情報を最新の情報にするというのは、委員からお話ございましたように、昨年の豪雨災害も踏まえましてつくるということと、もう一点、国の方で、来年度津波防災地域づくりに関する法律、これに基づきまして、瀬戸内海沿岸の全ての自治体が津波の災害警戒区域の指定がされるということになっております。

本市の場合は、南海トラフ巨大地震、その前段の東南海・南海地震におきましても、津波の浸水指定地域に指定されております。その流れもありまして、今回法に基づきまして、また地域防災計画におきましても、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、また住民の方の避難場所等を記載した印刷物の配布等によりまして、住民へ周知しなければならないという規定もございますので、その点も踏まえまして、今回国の財源を活用いたしまして作成するというものでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ハザードマップの更新事業の内容についてはわかりました。

昨年の7月豪雨のことの災害危険地域のこともしっかりと市民の皆さんに周知できるよう

にハザードマップをつくられる。また、今総務部長おっしゃられましたように、南海トラフ地震のことも警戒して、また津波の方もあわせて津波被害か、津波被害想定も併せてつくられる。竹原市で大体4メートルぐらいって言われてましたかね。是非、こういうことはやっぱりいつもこういう話になったら出てくるとは思うのですが、必ず市民の皆さんに危機意識を持ってもらえるようなものをつくっていただきたいと思います。7月豪雨の時もそうだったと思いますが、危機意識、危機意識っていても、我々自戒も含めてそうですが、なかなかやっぱり伝わりにくい面があるし、なかなかその起こった直後には皆さん危機意識はすごく高いものがあると思うのですが、それを常時忘れないようにしていくような工夫を是非凝らしたハザードマップをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上。

委員長（今田佳男君） 答弁よろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。まあ、部長から何かあれば。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お話ございましたように、住民への周知ということが一番大事でございまして、年数が経過するとともに、風化されてはいけないと思いますし、起こったことは忘れない意味でも、情報については漏れのないように伝えていきたいと。その中で、やはりわかりやすい言葉とか図面とか、そこがまた住民の方が地域においても、皆さんで活用できるような形で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ちょっと教えてください。

法人税が、市民税は確かに災害もあったので大変厳しかったと思うのですが、法人税が上がっているって、これもう少し詳しく教えていただきたいと思うのですが。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 先ほど、一部若干説明をさせていただきましたが、一部企業の業績の見込みが上回ったということで、こちら具体的に申し上げますと、電源開発さんの業績が当初見込みを上回ったことによる増額というものが大きな要因となっているところでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかにございますか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 4ページ。

この概要の4ページ、一番上にこども園整備事業ってあるのですが、これはいろいろ計画の変更、予算の変更があったと思いますが、ここの補正予算においての内訳、財源の詳細をお願いします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こども園整備事業の財源の内訳でございます。こちらに記載いたしておりますとおり、国庫支出金が1億8,183万4,000円、こちらは子ども整備園に係るのいわゆる厚生労働省部分の施設に係る整備費の2分の1が国庫支出金として見込まれるということで、こちら計上させていただいております。

それから、起債につきましては3億4,270万円、こちらが施設整備費の全体の90%の起債算入で、こちらは交付税措置が50%というような内訳となっております。その他といたしまして、都市基盤整備基金133万4,000円を繰り入れて、残りの3,880万円を一般財源としているものでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 以前、計画があった時点では、まちづくりのことも含めて、庁舎のことも含めてのことだったと思うのです。そこで、有利な財源を使っていきますという説明がありました。これで、国庫からのが厚労省2分の1ですか、1億8,000万円余り、起債の部分が交付税で50%あるということで、これはまあ通常よりは有利な財源という考え方でよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃられましたとおり、こちら以前から見込んでおりました都市再生交付金を活用しての事業ということで、起債も含めまして有利な財源を活用しているということでございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今からもう財政難でありますので、是非こういった部分をしっかり

取り入れながらやっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） 答弁よろしいですか。答弁，答弁。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃられますとおり，いろんな財源がある中で，可能な限りそういった有利な財源を活用できるよう，事業を計画する段階からそういった財源を見込む中で，今後可能な事業を進めていきたいというふうに考えておりますので，どうぞよろしくお願いいいたします。

委員（大川弘雄君） お願いします。

委員長（今田佳男君） その他，質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようありますので，ここで説明員入替えもあわせ，暫時休憩いたします。

再開は9時55分からといたします。

午前9時45分 休憩

午前9時53分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは，議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） それでは，議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

御説明をするためのちょっと資料といたしましては，別冊でお配りをしております行政組織改正資料の方をもって御説明をさせていただこうと思いますので，どうぞよろしくお願いいいたします。

よろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） どうぞ，はい。

企画政策課長（沖本 太君） それでは，こちらの資料のまず1ページをごらんになっていただければと思います。

竹原市行政組織図の新旧対照表となっております。

現行のものが平成30年度ということで左側に、それで31年度からの新たな組織としては右側に載せております。この内容につきまして、これから順次、部ごとに説明をさせていただきます。

それでは、2ページをごらんください。

このたびの組織改正の考え方でございます。

組織として適切に機能する規模や構造を踏まえつつ、多様化する市民ニーズや新たな行政需要、課題に的確に対応するとともに、より効率的で効果的な行政運営の推進に向けた体制の整備を行うというものです。また、来年度からスタートする第6次総合計画と行財政経営強化方針に掲げる取組の着実な推進を図るため、よりコンパクトで実行力のある組織体制へ再構築を行うというものでございます。

主な改正内容でございます。

まず1点目といたしましては、行財政経営強化方針に掲げる取組の推進と新たな行政課題への対応。2点目といたしましては、第6次総合計画の推進と様々な人材を生かしたまちづくり。3点目といたしまして、市民サービスの向上。4点目につきましては、事務移管に伴う教育委員会組織の再構築。それと、その他行政課題への対応ということで、5点、改正内容については分けて御説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお開きください。

まず、改正内容の1点目でございます。

行財政経営強化方針に掲げる取組の推進と新たな行政課題への対応ということで、まず1点目といたしましては、持続可能な行財政運営の確立に向けた体制の整備というものです。要約して申し上げますと、内部管理部門の集約、強化ということとなります。

四角囲みの1つ目の丸に説明をしております。行財政経営強化方針に掲げる持続可能な行財政運営の確立に向けた取組を確実に推進するため、総務企画部を新設し、取組の中心的役割を担う総務課、財政課、企画政策課を総務企画部に集約することで、取組体制を強化するというものでございます。

それと、ちょっと上に戻っていただきまして、もう一点といたしましては、有事の際の備えの充実強化ということで、危機管理課の新設というものでございます。

こちらも四角囲みの2つ目の白丸となりますが、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、有事の際における備えを充実強化する取組を重点的に行うため、危機管理課を新設するというものです。こちらにつきましては、4ページの上の方に図で現行と再編後の動きを示し

ております。

総務部につきましては総務企画部という形で名称が変わり、総務課の防災係の部分が新たに危機管理課という形で新設をされます。後ほど、市民生活部のところで御説明をしますが、税務課の方が市民生活部の方へ移管をすると、現行の企画振興部のうち、企画政策課が総務企画部に移管をするというものでございます。

続きまして、4ページの下の段になります。

重要な課題の解決を図るため、組織を横断したプロジェクトチームを設置するというものでございます。

まず1つ目の、設置するPTでございますが、公共インフラ復旧・復興推進PTということで、平成30年7月豪雨災害竹原市復旧・復興プランに基づく公共インフラの復旧・復興事業の推進というものでございます。

3ページ目の四角囲みの方にちょっと戻っていただきまして、3つ目の丸となります。

平成30年7月豪雨災害竹原市復旧・復興プランの取組を加速し、市民の暮らしの再建に向けた公共インフラの復旧・復興事業を早急に進めるため、災害復旧対策本部のもと、建設部長をリーダーとするプロジェクトチームを設置するものでございます。

続いて、もう一点、もう一つ設置するPT名といたしましては、公共施設等適正化推進PTです。実施内容につきましては、公共施設等の適正化及び有効活用の検討、また竹原市公共施設ゾーン整備基本計画の見直しの検討を考えております。

こちらも3ページの方に戻っていただきまして、4点目の白丸になります。

財政健全化を推進するため、公共施設等の適正化及び有効活用並びに竹原市公共施設ゾーン整備基本計画の見直しの検討を行うため、行財政経営強化推進本部のもと、副市長をリーダーとする全庁横断のプロジェクトチームを設置するというものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

第6次総合計画の推進と様々な人材を生かしたまちづくりというもので、ここにつきましては2つございます。

まず1つ目といたしましては、第6次総合計画の主な施策を担う課の集約ということで、地域振興部の新設というものでございます。

四角囲みの1つ目の丸となりますが、地域振興部を新設し、第6次振興計画の前期基本計画において、重点的に取り組むこととしている竹原元気プロジェクトに位置づけた主な施策推進を担う産業振興課と地域づくり課を集約し、総合計画の着実な推進に取り組むと

いうものでございます。それと、様々な人材を生かしたまちづくりということで、先ほど申し上げました地域づくり課の新設というものでございます。地域で活躍する人や女性など、様々な人材を生かしたまちづくりを行っていくため、協働推進係と人権、男女共同参画係を集約し、地域づくり課を新設するというものでございます。

下の方に現行と再編後を図で示しております。

現行の企画振興部からは、新たに新設する地域振興部のもとに産業振興課が位置づくというものです。現在の市民生活部にある人権推進室とまちづくり推進課の協働推進係の部分について、新たに新設する地域づくり課の方へ移管をするというもの。それと、現在教育委員会の方で所管しております公民館につきましては、地域交流センターという形で、今回条例改正案の方も提案をしておりますが、そちらに位置づくということで、地域づくり課の方へ移管、所管をするという形で考えております。

続きまして、6ページ目でございます。

市民サービスの向上でございます。

市民窓口の利便性や一体性の向上ということで、税務課の市民生活部への移管というものでございます。税務課を市民生活部へ、現在のまちづくり推進課の生活環境係を市民課へ移管することで、日常生活に関わる窓口を集約し、利便性や一体性の向上を図るというものでございます。

下の方に現行と再編後を図で示しております。

現行総務部の税務課の方が市民生活部の方へ移管されるというもの。それと、市民生活部のまちづくり推進課の生活環境の部分が市民課へ移管するというものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

事務移管に伴う教育委員会組織の再構築でございます。

新たな取組へ対応するための組織の再構築を行うものです。

コミュニティ・スクールを推進するため、生涯学習係及び文化財保護係を教育振興課へ統合し、地域で活動する社会教育団体等と学校がより連携、協力できる組織体制を構築するというものです。公民館の地域交流センター化に伴い、施設管理運営の一部を地域づくり課へ移管をいたします。また、平成30年度開園予定のこども園の準備につきましては、社会福祉課を中心とし、教育委員会と協力連携して行うというものでございます。

こちらも下の方に現行と再編後を図で示しております。

現在の文化生涯学習課につきましては、文化財保護のものと、生涯学習につきまして

は、教育振興課のもとで行うという形となります。公民館につきましては、先ほど申し上げました地域振興部の地域づくり課のもとへ所管が移ります。

続きまして、8ページをごらんになっていただければと思います。

その他の行政課題への対応ということで、現在財政課の所掌事務のうち、公有財産の総括管理等を総務課へ移管するとともに、同課で公共施設等適正化推進P Tの庶務を分掌するというものでございます。

こちらの名前につきましては、1ページの新旧対照表のちょっと字が小さいのですが、総務課の平成31年度の新しい案の方ですね、総務課から体系的にぶら下がっている3つ目になりますが、資産活用係ということで位置づけを考えております。

済みません、また8ページにちょっと戻っていただきまして、総務課に現在あります情報化推進係を企画政策課に移管し、情報発信及び業務プロセスの改善の取組体制を強化するというものでございます。このR P AとかI C Tの技術を業務改正の方にも生かしていくというような観点で、名称の方も情報政策係の方へと名称変更を考えております。

続きまして、物品調達等及び委託役務に係る入札及び契約に関する業務を会計課から財政課へ移管し、工事及び業務に関わるものとあわせて契約事務を一体的に行うというものでございます。これによりまして、財政課の方の現在の管理係の方につきましては、このページの一番上に書いてありますとおり、この財産管理の部分が総務課の先ほど申し上げました資産活用係の方で行うということで、契約に特化された係という形になりますので、名称の方も契約係の方へ変更を考えております。それと、産業振興課、産業調整係と観光振興係を統合し、商工観光振興係とすることで、交流から定住への取組や雇用の促進を一体的に取り組むというものでございます。

以上がこのたびの組織見直しの内容でございますが、この結果、課につきましては現在の公共施設整備調整課、まちづくり推進課、人権推進室、それと文化生涯学習課の4つが減って、新たに危機管理課と地域づくり課が増えるということで、2つの課が減るというような形となります。あわせまして、係の数も1つ、統廃合により減るという形となっております。

以上がこのたびの事務分掌条例の改正の内容につきましてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） この別冊の方のちょっと今説明をいただいて、2ページ目のところの組織改正の考え方ということが基本的なところは示されていて、私常々この最初のところに1行目から書いてあるのは、組織として適切に機能する規模や構造を踏まえてということで、私はちょっとここで思うのは、1つは人口規模に応じて、その行政組織の仕事といますか、自治体の仕事があるわけですから、一定の職員と体制というのはわかるのですけど、特に気になるのは、今回の提案の分で、5部体制、部長体制というのですかね、当初私の経験の長い分で言えば、課のところで部制が新たに設けられて、その時は3部だって、それが4部、5部というふうになって、管理の統括部門といますかね、そこが強化されるということを今行われてきたのですけども、率直に言って、こういう人口がだんだん減った中で、いろいろ行政の需要の多様化というのはわかるのですけれども、そこはやっぱり大きな集团的に検討すると、組織体制も効率的に動かすというためには、やっぱりこの部制がそこはどうなんかなというのがちょっと、もう一回その機能が必要だという観点での説明を聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） そこで一応いいですか。

委員（松本 進君） わかりました、ではそこを、はい。

企画政策課長（沖本 太君） このたびの組織改正の検討に伴うこの部制の考え方というものでございますが、こちらの組織改正の考え方に示しているとおり、多様化する市民ニーズや新たな行政課題、行政需要、課題に対応していくという中で、こういったことを適切に進めるためには、しっかりと組織マネジメントを行いながら、いろんな事業の進捗管理でございませうとか、組織が適切に機能するようなそのマネジメント体制を適切にとりながら、いろんなこの行政運営を行っていく必要があると、そのように考えております。

そういった上で、現在におきましては、現状の行政課題等を鑑みまして、部制、部長がいて、課長がいる。そういった組織体制の方がより行政課題の解決でございませうとか、先ほど申し上げました組織マネジメントの推進というところも含めまして、適切に運営ができると、そのように判断をして、このたび提案させていただいた内容とさせていただいております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 次の質問に移りますけれども、今回提案されているのはそういった考え方でさっき言って、その下のところには主な改正内容ということで、行財政運営強化

というのが一番最初に掲げられて、それから次の3ページ目の取組についても、行財政運営の確立への方針に基づいた行政の執行ということで、総務企画部を新設したり、集約したりということが提案されています。

ちょっと、率直に聞きますけれども、行財政の改革ということの関わりでしょうから、今までもずっと取り組まれてきたわけですからね。取り組まれてきて、説明していただく、わかりやすく説明していただくためには、今の行革の分で、新たな課題とかはいろいろあるのしょうけども、一番やっぱりなんか支障があって次のこういった新しい提案しなくてはならないというところのこういった支障が、まあ障害っていいですかね、課題があって、これがやっぱりこういう組織に変えたらそこはうまくいくのではないかということとわかりやすくもう一回、行財政運営ということをトップに掲げていますから、その部分について説明と……。

委員長（今田佳男君） いや、まだ……。

委員（松本 進君） もう一個、その下の危機管理が……。

委員長（今田佳男君） では、ちょっとそれで切ってください。

委員（松本 進君） それもちょうど関連がありますから、危機管理が新設といいますか、危機管理がなっていますから、ここに書いてある説明は7月豪雨を踏まえてと書いてありますけども、想定される今度の危機管理の仕事といいますか、そこは具体的にどういったことになるのかなと。体制は4月以降でしょうけど、その配置の予定があればちょっと聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） まず1点目でございますが、このたびの行財政経営強化方針の推進に伴うこの組織のあり方というものでございますが、このたびのこの方針につきましては、第6次総合計画に掲げます将来都市像、その実現を推進していくためには、多様化、複雑化する行政課題への対応、また安定的な財政運営が必要であると、そのように考え、行財政運営のマネジメント強化に向けました具体的な考え方、また取組内容を盛り込んだ、こういった方針の方を策定をさせていただいたところでございます。

この方針に掲げる具体的な取組につきましては、全庁を挙げて取り組むものと、あと総務課、あるいは企画政策課、財政課など、まずそういった管理部門が主導していく、そういった取組があると、そのように考えております。そういった3課がそれぞれ主導を行っていくことにつきまして、1つの部で集約することで、より効率的、またスピード感を持

ってこういった方針の取組を進めていくことができる、そういった判断でこのたびのこの提案内容を示させていただいているものでございます。

委員さんがおっしゃるような、何かに支障があつてということではなくて、より推進の強化を図るという観点で、このたびのこの組織改正案の方を提案させていただいております。

それと危機管理課の想定する業務でございますが、このたび昨年策定いたしました復旧・復興プラン、がんばろう竹原の中で、3つの柱をもって今後2年間で進めていく内容を示させていただいております。

その中の3点目の備えの強化という業務、そこで示しておりますが、例えば地域防災計画の見直しでございますとか、避難施設の見直しでございますとか、そちらに示している内容をこちらの危機管理課の方で行っていくという、まあ中心に行っていくというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと、私は3課が1つになってスピード感やというのがちょっと説明になるのかちょっとわかりませんが、そこはちょっと保留して。

もう一つ、最後のところが、危機管理課の分ですよね。一つの例で地域防災計画の見直しということが1つの仕事としてありましたけども、これは従来いろいろ必要性によって取り組んできているのが事実なので、ですから例えばこの危機管理課のそういった防災計画、他にもいろいろあるかもわかりませんが、防災計画をやるとして、それが終わったらまた今度は機構改革に変えるのかということになりますよね。だから、今回私気になるのは、去年も公共施設の整備に関わって新設して設けた、それが今度は新たにまた変える。ころころころころ変えるからね。だから、この危機管理課もその恒常的になってというのか、しっかりしたやっぱりその3年なら3年ぐらい時間かけて防災計画なり、ほかの危機管理に備えるような計画の体制が必要なのだよということをもう少しちょっと説明、できればしてもらいたい。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

副市長。

副市長（田所一三君） 補足説明になるのですが、危機管理課におきましては、災害時、あるいは防災などの本部が立ち上がった時の事務局ということで、そういう災害対策

でも中心的な役割に加えて、平素のそういう体制を維持する、確保するための、先ほど地域防災計画とか必要な体制を担うということで、当面ですね、1年という割るのではなくて、継続的にそういった面での中心的な役割は継続して担う必要があると考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに。

道法委員。

委員（道法知江君） 1点目、お伺いしたいのですが、5ページにある地域で活躍する人や女性など様々な人材を活用したまちづくりということなのですが、これ具体的に、この漠然とちょっとしているのではないかなと思うのですが。地域で活躍する人や女性ということで、これはどういう地域づくり課になるのかということをお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） これは、このたび策定した総合計画の中でもお話ししているとおり、本市の人口動態の大きな特徴として、大学というそういう学術組織が、そういう機関がないために、高校卒業後、男性も女性も大きく人口が減ると、その後その学校を卒業した時に、一定数男性はUターンという形で帰ってくるのですが、なかなか女性のUターンなりというのがなかなか少ないというようなところで、そこが人口減少対策の一つとして、重点的に推し進めていくべき一つのポイントかなと、そのように認識しているという形でこれまでも御説明をさせていただいておりますが、そういった上で、Uターンしていただく上で、女性に活躍していただくこの場面というものについては、このたび考えましたのは雇用の面とか、そういった観点での関連が大きいということもあって、一つのその雇用の観点を所管する産業振興課と1つの部のもとでいろんな施策推進をするということで、女性の活躍する環境、場面を充実させていって、女性のUターンなりですね、増加につなげてまいりたいと、そのように意図するものでございます。よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ちょっと余りよく理解できないなという感じはする、いわゆる市民の人たちが地域づくり課というところが一体どういう課なのかと聞いた時に、その地域で活躍している女性など様々な人材を生かしていきますという、この文章だけでは一体具体

的に何がどういうことを行うのかというのはわからないけれど、今の答えでいうと、その雇用ということでUターンされたりするという方をしっかり掌握していきたいということではないかなという、それだけのことなのかなというふうに逆になのですが、もう少し詳しく教えていただければなと思うのですけれど。なぜここへ女性というものが出てきたのかという。

委員長（今田佳男君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） まず、この地域づくり課につきましては、現在の人権推進室の業務と、それからまちづくり推進課の協働推進、こちらの業務を移管する。あわせて、教育委員会で現在所管しております公民館、これは地域交流センターの方へ移ってきますので、こうした業務をここの課にまとめていくということでございます。

やはり、先ほど申し上げました女性の活躍とか女性の社会進出といいますか、そういった雇用面での連携というのも一つ大事になってくる。また、人権推進室で現在やっております男女共同参画、女性の社会参画というようなことも、これは非常に重要なことということで、こうした女性が活躍できるような場を、まあこれは女性に限ったことではないのですが、それとあわせて地域で活躍していただいている方をこの1つの課の中で一緒に所掌することによりまして、そうした様々なそういった人材といいますか、そうした方を生かしてまちづくりを行っていくことを考えまして、ここへ集約をさせていただいているということでございます。

もちろん、先ほど課長も申し上げましたように、竹原へUターンされてもやっぱり働く場というのが非常に大事だと思いますので、そこは雇用面での連携というのも必要だと思いますし、そうした地域で活動されている方のその拠点といいますか、これは地域交流センターとしてそういった拠点化を目指していくということですので、そうした女性だけでなく様々な方が活躍できるようなことを支援していくための課として、地域づくり課を創設したと、新設したということで、御理解いただければというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 様々な女性の活躍ということが非常に経済効果ももたらすということもありますし、長い目で見たら、女性とか子どもとかということの問題が非常に多岐にわたっていたりすることがあって、男女共同参画だけではなかなか受け入れられていないという問題もあるので、そういう点においては協働推進ということも含めて、地域でしっかり女性の働き方とか、女性の生き方とか、そういうもろもろなものも含めて、課になっ

ていただければ、それはすばらしいことではないかなというふうに感じています。

それと、本当にここの地域づくり課の新設のところと、あとやはり危機管理課が物すごく大事ではないかなと感じるのですが、危機管理課の方は、先ほど説明があった避難とか、いろいろ復興プランも本当に市長の中では復興プランというのを一番上に掲げていますけれども、その避難所とかあるいは避難の誘導の仕方とか、本当に今回の豪雨災害で様々な問題が起きていると思うのですが、それに対して本当にこの危機管理課だけで済む問題ではなく、避難要支援者の数も5,000人もいると、需要するのはそれだけいらっちゃって、そこが危機管理課だけでとてもではないけどやっつけられないのではないかな。福祉部門とか民生とか、あるいは高齢者のところの課と連携しないといけないと思うのですが、そのボリュームの大きさについてはどのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 委員さんおっしゃるとおり、災害時、このたびの昨年度の災害の時も、支援が必要な避難者とかもたくさんいて、避難所のあり方について、適切なあり方について、しっかり対応するという必要があるというふうに認識しております。その上で、その支援の必要な方についての情報というものは、確かに福祉部の方に集約されているというところもありますので、そこはしっかりと危機管理課と福祉部のその情報を持っている健康福祉課でございますとか社会福祉課の方としっかり連携を図りながら取り組んでいく必要があると考えています。

ボリュームというのが、どこのボリュームと考えたらちょっといいのかなと。仕事量ということですか。仕事量に関しては、危機管理課の定員については、今後人事配置の中で最終的に調整していくものでございますが、現行防災係の方が現在2名という体制でございますが、それより増員して対応していくと、そのように考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後に、全体的なことなのですが、一番最初のところに、組織としてのその市民のニーズ、多様化する市民のニーズに答えたいということであるのですが、これこそまさに高齢世帯が非常に多い地域でもある。その中で、地域包括ケアというものもどんどん進めていかないといけないですし、地域包括ケアはその課だけではなくて、本当に地域の方たちに協力していただかないといけない問題があります。例えば、学校の今回のコミュニティ・スクールにしてもそうです、やっぱり地域の方、いろいろ協力

していただかないといけないということもあるのですが、本当にそのニーズに合った組織改革になっているのかどうか。先ほど申し上げたように、高齢世帯が多く住んでいて、地域包括ケアというものも大きく取り上げていけないといけない。これは係とか課にするべき課題ではないかなと思うのですが、なかなかそこが地域包括に関してどのように思われているのかなど。高齢世帯が多いです。ニーズに応えるというのは、その辺のことではないかなと思うのですが。そこらはどうなのですか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 地域包括ケアの考え方につきましては、委員さんおっしゃるとおり、高齢者福祉の施策分野の中で、数年前から推進されている考え方でございまして、そこを高齢者に対するものと合わせまして、障害者とかも地域でしっかり生活をしていただきながら、地域で見守って、その高齢者が地域で生活できる体制、障害者福祉の部門にも地域包括ケアの考え方が出てきたというふうに認識しております。

確かに、東広島市とかは、地域包括ケア推進課というような形で、高齢者の地域包括ケアを推進する課があるのですが、東広島市を例にとりますと、それとはまた別個に介護保険課というのがあって、このたび本市は規模が小さいものですから、高齢者福祉の部門と介護保険の部門が一緒にやっているということで、地域包括ケアのちょっと名前だけを挙げていくというのも検討したのは検討したのですが、現行の名称を維持することで、介護保険と高齢者福祉が両方あるというようなことで、今回は名称の変更はちょっとしないというふうに判断をしております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） 質問ではなくて。いずれにしても、行政の組織は変わったとしても、そこを使うのは市民の方たちだと思うのですね。だから、そうなるのであれば大きく地域の力が必要になっていく時代はますます広がっていくので、そういった意味においても、地域住民に対してより事業がわかりやすいようにお伝えしていかないといけないですし、協力していただかないといけないというところをしっかりと見据えて組織改革をしていただければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） 答弁は。

委員（道法知江君） いいです。

委員長（今田佳男君） 答弁してください。企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 組織の改正につきましては、これまでもやはりその時々

状況ですとか、そういった地域の方のニーズですとか、そういうものにできるだけ対応できるような形で組織の改正というのは行ってきてまいりました。今回も新たな総合計画を4月からスタートするということがありますし、非常に財政状況も厳しい中で、いかに効率的で効果的な行政運営していくかというような中で、このような組織の改正という考え方に至っております。

今、道法委員さんおっしゃられたようなこともしっかり踏まえまして、今後も組織の改正に当たっては、しっかり住民の方のニーズ、あるいはそういった行政課題を踏まえて的確に対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 公共施設等適正化推進プロジェクトチーム、4ページの最後の8ページからお聞きしたいと思います。

最後の8ページで、2段目か、同課で公共施設等適正化推進プロジェクトチームの庶務を分掌するということですが、これは確認の意味も込めて、総務課が所管して、最終的な責任者は総務企画部長ということになるという解釈でよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） プロジェクトチームですから、その事務局となる部署が必要というようなことで、このたびは総務課のもとに資産活用係というものを設けて、そこでそういった庶務の部分を所管するということとしております。

総務企画部長がこの責任者になるのかという御質問でございますが、それにつきましては、3ページ目の4つ目の白丸となります。行財政強化推進本部のもとと書かれておりますが、この推進本部の長につきましては、もちろん市長ということとなっておりますので、こちらでしっかりコントロールというのですかね、進捗管理も図りながら、実務については副市長をリーダーとして全庁横断で取り組んでいくと、そのように考えております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 一応、総務課が事務をつかさどるというような解釈ということですね、はい。わかりました。

公共施設整備調整課がこのたび廃課になるということですが、公共施設整備調整課、まあ公共施設ゾーンのほかにもう一つ大事な役割として、地域公共交通を担っていたと思うのですが、この地域公共交通は今後どこの課、部署が担うのか教えてください。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） そこについては、行政組織規則の中でまた整理はしてまいるところではございますが、現在想定しているのは、今公共施設整備調整課で担うこととしている業務については、都市整備課の方で、立地適正、コンパクトシティの推進とその公共交通のあり方というのは十分にリンクしていく必要があると、そのように考えておりますので、そういった中で整理をしてまいりたいと、そのように考えております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） その関係、コンパクトシティとの関係もわかるのですが、もともと企画政策課にあったものは企画政策課に戻るというわけではないのですか、ちょっと確認と意味合いで、もうちょっと説明を。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 現在、企画政策課におきましては、公共交通の大綱というのですか、大きな考え方については企画政策課がもって、JRとかそういった公共交通機関の方と連携をさせていただいているところでございます。それとあわせて、仁賀・小梨の乗り合いタクシーでございますとか、バスの補助とかを所掌しておりますが、そちらについては、ちょっと今後公共交通として企画政策課に残すのか、それを一括して都市整備課の方で行うのかというのについては、現在ちょっと検討している最中でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 承知しました。

それともう一つ、最後に企画政策課のことをお聞きしたいのですが、今年度は総合計画があったと。今の話では、地域の公共交通政策も今調整中ということで、今後、次年度組織改編して、今後の企画政策課の大きな仕事というか、役割というところを御説明いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 企画政策課については事務分掌として、たくさん行政組織規則の方に載せております。来年度の大きな目玉というものは、このたび策定をしたこの行革の方針、また総合計画の施策の推進のしっかり進捗管理を行っていくというような役割が一つ大きなところかなと、そのように考えております。

あわせて、国の方で地方創生の総合戦略、その計画が31年度で期間満了となると

ということで、国の方からは31年度中に32年度以降の総合戦略の策定について指示の方がおりにきている状況でございます。したがって、このたびの総合計画を踏まえて、新たな総合戦略の策定というものも取り組んでいく大きな一つかなと考えております。それとあとは、広報広聴業務でございますとか、現在企画施策課が所掌することとしている事務につきましては、全般的にしっかり取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

委員（山元経穂君） よろしいです。

委員長（今田佳男君） その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に移ります。

説明員の席の移動をお願いします。お疲れさまでした。

次に、議案第22号竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

公営業務部水道課の件につきましては、議案第22号竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

議案書につきましては、43ページ、それから議案参考資料につきましても、同じく43ページとなっております。

それでは、議案参考資料によりまして御説明させていただきます。

本条例改正は、学校教育法の一部改正によりまして、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度が創設されることから、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されまして、水道の布設工事、監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

専門職大学とは、4年制大学及び短期大学とは異なりまして、実習や実験等を重視した即戦力となり得る人材の育成を目指す目的で設置された大学でございます。

改正の内容につきましては、布設工事監督者の資格要件について、短期大学に専門職大学前期課程を含めること。技術士法、施行規則の規定による第2次試験の選択科目のう

ち、水道環境が削除されたこと。施工日前に水道環境を選択して合格したものにつきましては、上水道及び工業用水道を選択したものとみなす経過措置が講じられたこと。また、水道技術管理者の資格要件について、短期大学に専門職大学前期課程を含めることとする、これらについて必要な規定の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に移ります。

次に、議案第29号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、議案第29号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

それでは、概要について説明いたします。

本案は、平成30年7月豪雨により、本市で発生した豪雨災害への対応のための予算を補正するものでございます。

議案資料1ページをごらんください。

まず、第2条について、竹原市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収支について、収入における補助金を142万円増額し、支出における上水道建設改良費を142万円増額する内容となっております。

次に、第3条について、予算第5条で定めた債務負担行為について、水道施設の本復旧に要する工事請負費として、限度額を1億4,840万円に増額した内容となっております。

続いて、議案資料3ページをお開きください。

各項目について、予算基礎資料により説明をいたします。

表下段の資本的支出予定額については、水道施設の復旧に要する経費を災害復旧費として、委託料810万円の増、修繕費200万円の増、材料費500万円の減、工事請負費

6, 447万8, 000円の増, 配水設備整備事業費について, 工事請負費6, 815万8, 000円の減, 合わせて142万円を追加計上しております。

これに対しまして, 表上段の資本的収入予定額につきましては, 特定財源として, 補助金142万円を追加計上し, 収支の均衡をとっております。

なお, 災害復旧費のうち, 翌年度へ繰り越しする工事等につきましては, 地方公営企業法第26条の規定によりまして, 管理者は地方公共団体の長に繰越額の指標に関する計画について報告をするものとし, 報告を受けた地方公共団体の長は, 次の議会においてその旨を議会に報告しなければならないとされていることから, 本規定に基づきまして, 次の6月議会において御報告をさせていただきたいと思っております。

以上で平成30年竹原市水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わります。よろしくお願ひします。

委員長(今田佳男君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

大川委員。

委員(大川弘雄君) 災害で遅れた部分のフォローというか, 遅れたらそのまま遅れたままでいくのか, それともその部分はどこかで前倒しでやっていくのかという。予算は見込んである部分があると思うのですよ, それは残っているので, 業者側の問題はありますけども, その方向性としてはどのようにお考えですか。

委員長(今田佳男君) 水道課長。

水道課長(松岡俊宏君) いわゆる投資計画の部分という解釈でよろしいですか。そちらの方につきましては, 30年度は今の災害復旧ということで, 災害の方の工事を優先的に行うということで予算をシフトがえしました。30年度に未執行であった, 着手できなかった部分につきましては, 次の31年度の当初予算の中でスライドさせて, 予算編成の中でも組み込んであるのですけども, その中で整理していくということとしております。

委員長(今田佳男君) 大川委員。

委員(大川弘雄君) では, 確認。

今, 1年遅れましたよね。これからもずっとこう1年遅れのままいくのか, もっと前倒しでやることによって遅れを挽回させるようなことをするのか。というのは, 今水道も地下のものが大変なことになっているのではないですか。それを考えた時にどのようにお考え

ですか。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） そうですね、確かに1年間のこのブランクというか、できなかった部分を翌年度というところで、ではそれがずっと遅れていくのかというふうな多分解積になると思うのですけども、そこはやっぱり平準化していくように、あとはその次の料金改定が33年4月というところで計画しているのですけども、そことあとは年度年度にまだ決算ですよ、その状況を見ながら遅れを取り戻すような挽回するような、そういう形で計画は立てていくと、見直しも含めてやっていきたいと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、ここで付託議案に対する質疑を一旦保留として、次に移ります。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（今田佳男君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

請受第31-1号国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

本請願の審査方法であります。まずは紹介議員からの説明を受け、質疑を行った後、その後の審査の進め方について協議をしてまいりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

それでは、松本委員が本請願の紹介議員となっております。

会議規則第142号第1項の規定により、松本委員から紹介議員として説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。

松本委員、発言席に御着席お願いいたします。

では、紹介議員の説明を求めます。

松本議員。

議員（松本 進君） それでは説明します。

本会議場では請願者の趣旨説明、概要を説明させていただきました。

それに加えて、消費税が10%への増税になりますと、いろいろやっぱり負担が大きく、経済的にも大きな影響があるということで、これは10月1日付けの中国新聞ですけども、消費税増税に対して6割の企業等の懸念があるということを紹介したいと思います。

10月の消費税引き上げをめぐって、中国地方の企業が経営や消費への影響に懸念を強めている。中国新聞社の調査では、197社のうち、6割が自社の状況にやや悪影響、悪影響というような予想をしたということでもあります。

こういったものを紹介が1つと、あともう一つは、家計への影響についても、概要でも説明してもらいましたが、今国会でも議論が行われていて、この消費税増税で、上がるとやっぱり暮らし、家計消費に大きな影響を与えるという面では、2014年の消費税増税を契機に、消費の動向、家計消費が落ち込んでいるということでは、増税前と比べて年額で約25万円の消費が落ち込んでいるというふうな国会での説明もありました。

それともう一つ、景気対策ということでいろいろ対策をとられて、1つは消費税の8%の据え置きと10%への増税という2つの税率が存在することになるかと思うのですが、そこでこの軽減税率の中でポイント還元というのがあって、これも物すごく複雑な状況が起こって、普通は税率が8%と10%、この2つだけなのですが、ポイント還元という軽減税率の負担を軽くすること自体はいいことなのかもしれませんが、そこは実質改革とかいろんな状況によって実質の負担が税率の負担が5段階になると、いろんな状況が出てくるということで。

例えば、買う商品によって違いますし、食料品かそうではないかという買う商品によっても違ふと。あとは、買う店によっても違ふと。これは、大手スーパーか中小小売店かコンビニエンスストアか、それぞれ買うところによってまたいろんな実質そのポイント還元の関係で負担が変わります。あとは、買い方によって現金かキャッシュカードかということによってもということ。

ちょっと資料を見てもみますと、例えばオロナミンCというのが商品にあげていいのかどうかわかりませんが、こういった食料品をカードで買う場合を一つの例として、大手スー

パーで買えば8%で、コンビニで買えば6%で、中小の小売店で買えば3%、これはカードということですね。カードでなくて現金でしたら、大手もコンビニも小売店も全部8%ということでありまして、ちょっと私もこれを読んでみてもいろいろ複雑になってくるなということで、特にいろんなこういうこの大手についても小売業者についても、いろいろ心配というのですかね、懸念がされているという声が指摘をされています。

それから、あとインボイスというのがちょっと、これもインボイスについても、特に中小業者への影響といいますか、零細業者への影響が大きいという声を聞いておりますけれども、インボイスというのは、やっぱり8%、10%のその税率の区分をしなくてはいけない。わかりやすく言ったら、その消費区分8%、10%の税率をわかりやすくするような請求書といいますかね、これがやっぱりインボイスだというふうに私は聞いております。

それとあとは、これが4年後からの導入ということでしょうけれども、インボイスの発行というのは、免税業者の500万円以下の免税業者はその請求書そのものが発行できない。もし、発行するようなそういった仕組み、やるとすればこんな中小業者のそういったものすごい事務の負担が大きくなって大変なことになるというような声も聞いておりますし、もしそういった中小業者が発行できないとなると、そういった商取引から除かれるといたしますか、そういったものが起こったりして、中小業者の方は特に売り上げ減ったり、またそこに正規インボイスを発行しようと思ったら事務が増えたりというような、いろんなやっぱり矛盾が起こったり、負担が起こるとということで心配をされているということが聞かれております。

あとは、特に消費税の増税、こういった負担が増えるということは、繰り返し社会保障とかいろんな財源で必要だという声はその都度やっぱり言われております。それで、ちょっと調べてみますと、大ざっぱにいきますと、この30年間、消費税が昨年12月消費税が導入されて30年となりますけれども、そこでの30年間の税収、消費税収というのが372兆円ありました。そのうち、やっぱり同じ期間に法人三税、これが290兆円減っているということで、大企業の税率の軽減ということが実際行われたりしております。

その大企業の負担の軽減というのは、1つだけちょっと紹介しますと、東北大震災の財源として復興財源、これまあ我々一般の人は今でもかかっていますけれども、これが廃止されて14年、増税分だけで廃止されていると、この一つの軽減税率の例なのですけども。あとは、企業の負担する法人実効税率、国税と地方税という実効税率を見ても、この

37%から29.7%というような、そういった税の負担が実際軽減されているということで、先ほど申し上げたような30年間の消費税の使い道ということを行っていますけれども、372兆円あったけれども、そういった法人三税で290兆円、約80%近くがそういったところに使われているという結果になっているという面で、なかなか実感としては、介護保険とか国保とか、先ほど国保の話もありましたが、こういった社会保障の負担がやっぱりじわじわと負担が増えて大変なことになっている。

こういった状況の中で、こういった10%ということになると、少しやっぱり我々の生活というのが厳しくなって大変なことになるなということで、いろんな消費税そのものに対する様々な意見が賛成の人、消費税は必要だという人もおられるのですが、そういったことを含めて、今の状況の中では、景気が悪い状況、暮らしが大変な状況の中では、10月からの消費税の引き上げというのは中止していただきたいなということが、私が紹介議員としての説明ということにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 説明終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

委員（大川弘雄君） 紹介議員に対して質疑ということですね。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） まず最初に、委員長をはじめ、委員の皆様にもお断りしておかなければならないのが、このたびの松本議員が出されたこの請願書なのですが、主に国に対しての中身ということで、ちょっと話が大きくなることもお許し願いたいと思います。

それでは、ちょっと質問に入らせていただきます。

今、松本議員のこの請願書の中で、最初、消費税を増税したら国民の生活が苦しくなるというような、今の経済状況で消費税を上げたら国民の生活が苦しくなるということでありましたけど、だったらもし今の経済情勢が好転した場合には、逆に言えばですよ、今の経済情勢が好転した場合、消費税の増税もやむなしということになっても仕方がないものとれるのですが、なぜ延期でなく中止ということで、今回請願書に書かれているのですか。

委員長（今田佳男君） 松本議員。

議員（松本 進君） 最後にちょっと申し上げたように、消費税に対するいろんな考えが

あると思うのですね、消費税が必要だとか。私は共産党の議員ですけども、消費税よりは別の財源があるのではないかとかね、いろいろ考えはありますけれども、10月からの消費税増税の方は中止していただきたいよというのは、今の経済状況、いろんなやっぱり賃金の問題とか、いろんな物価の問題とか、あとはそういう社会保障の問題とかとあって、暮らしがだんだん、端的に言って暮らしが厳しいよという状況の中でのとめてほしいということあつて。

あとは、さっき今山元委員が言われたような質問で、これが好転した場合はどうするかと、賛成なのかということ率直に言われるのですけども、そこはちょっと今回の場合はそこまで書いていなくて、請願の中身がね。10月から中止してほしいというのは、さっき言った、今大変厳しい状況があるから、消費税に賛成の人も反対の人もいますが、私はずっと反対の立場かも知れませんが、そういったいろんな意見がある中でも、10月からとにかく増税してもらうのは困るよということの一点での請願といいますか、そういうことであつて、あとは例えば好転した場合の分は、後はどうするのかということだったら、ちょっとは今度は別の分になるかも知れませんが、請願の内容になるかも知れませんが。

私が言いたいのは、少なくともいろんな消費税を必要だと認める人も、今の状況の中では経済が厳しい中ではストップをしてほしい、中止してほしいということの中身であつて、好転をしたらということとはちょっと別の話になるのかなというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） では続いて、今の質問は今の質問で、では続いて移ります。

この松本議員の出された私たちの暮らしが地域経済が今大変な状況です。2014年4月に消費税が8%に引き上げられたことから個人消費がマイナスになっていますと最初の文章があつて、今現在も消費税増税によって個人消費がマイナスになっているという解釈でしかこの文章では読めないのですが、実際総務省の平成29年の統計では、2015年には0.2%家計消費は上昇している、2016年も0.3%、これは前年比ですが。そして、3段目、平均賃金の低下ということも書いてありますが、まあよく一般労働者の賃金、厚生労働省の、賃金の推移を見ても2015年に1.5%、2016年に0.0%、2017年に0.1%と、ほぼ横ばいか若干微増はしているということで、この文章に書いてあることとも矛盾が感じられると思うのですが、その辺についてはどのように考えられていますか。

委員長（今田佳男君） 松本議員。

議員（松本 進君） 今、山元委員に言われたのは、政府の統計の分でしょうけれども、もう一つはその統計の分で、私は最初、2014年の消費税8%の増税を契機に増税前より、2013年ですかね、その時よりも年額で25万円も消費が落ち込んでいるよというこの統計の資料は、今この統計資料の中で帰属家賃、ちょっと専門的なのは私も詳しくわからないところもあるのですが、帰属家賃、持ち家を持っている人も一応その家賃を払ったよという、そこが消費の一つの指標、政府の統計では指標になっていって、実際には持ち家の人はそういった家賃を払うわけではないですから、そういったこの統計からはちょっとおかしいのではないかというようにいろいろ考え方もあって、帰属家賃を除いた実質家計消費は8%への増税を契機に落ち込んでいますよというのが、先ほど言った数値の25万円ということであります。

それから、GDPの家計消費についても、2013年に比べて2018年というのが約3兆円、家計消費のところの分ですけれども、そういったGDPも家計消費の6割を占めるといふふうに、ごめんなさい。GDPの6割が家計消費を占めるといふふうにちょっと言われておりますので、その分をとってみると、消費税の増税前よりは2018年ですけれども、約3兆円家計消費が落ち込んでいるということで、これも国会でやられて、安倍首相も増税前よりもそこまで上がっていないよということは認められて、GDPも落ち込んでいるということは事実ではないかというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） その持ち家の分を含めてというのは、それぞれ経済形態とか経済状態が個人で違うものなので、一概にそこだけをとって言うというのはやっぱりちょっと違うと思いますし、実際、今紹介しましたけど、総務省や厚生労働省の一般労働者の賃金でも、上がっていったり横ばい、微増であったりということで、明らかにこれは一つ、はっきり省庁が結果として出しているものですから、ここはちょっと解釈の違いが余りにも大きいかなということで、ここはとどめておきたいと思います。

それで、次の質問に入らせていただきますが、このたびの先ほど消費税増税の話の件で、今回大体消費税1%を増税すると2.5兆円で、このたび増税2%分で5.4兆円ということで、そのうちの1.7兆円が保育士の増員や高等教育、幼児の無償化、また低所得世帯、ゼロから2歳の保育無償化や3歳から5歳の幼児教育無償化、また2020年度まで、32万人の保育の受け皿や待機児童の解消、また2.8兆円として、後世への負担

のつけ回しの軽減，これは国債償還ですね，そして社会保障の充実で1.1兆円使われるということなのですが，これらはかなり今の日本にとって必要な政策のための財源であると思いますが，松本議員さんも日ごろこの子育て世代の支援をと言われていますが，もしこれ消費税増税にならなかったら，これらの予算が全部，言い方悪いですが吹き飛んでしまいます。その辺の解釈についてはどのように思われていますか。

委員長（今田佳男君） 松本議員。

議員（松本 進君） 消費税そのものを考えたら，いろいろ確かにあろうかと思うのですが，紹介者として私の考えというのは，消費税そのものは所得が少ない人ほどやっぱり負担が重くかかる，これは間接税ですからそういう所得が少ない人ほど負担が重くかかると。

委員（山元経穂君） 逆進性ですね。

議員（松本 進君） 逆進性というのは間違いないと思うのですね。本来，課税というのは，戦後のシャープ税制で民主的な税制といいますかね，そこではやっぱりもうけに応じて課税するという応能負担というのですかね，そこがシャープ税制，戦後民主主義の原点だというふうに思いますけれども。ですから，財源はどこかで必要だというのはわかりますし，今言われたような子育て支援というのはもう喫緊の課題だというふうに私も思います。

それで，先ほど申し上げたのは，この消費税の30年，去年の12月でたしか30年になると思うのですが，そこであえてその税収は30年間で372兆円ということを上申しました。それで，あとは企業の法人三税，法人税，法人住民税，事業税，こういった法人三税の軽減といいますかね，そこにやっぱり使われていると。私からすると，そういった特に大手大企業といいますかね，同じ企業でもいろいろありますから，大手のその実質この税の負担といいますかね，そこがやっぱり低くなっていると，そこに使われているということを上申しました。

ですから，こういった消費税10%に上げなくてどうするかと，財源どうするかということに対して，これは私の考え，紹介議員としての考えなのですが，先ほど言った大企業に優遇している，これまで優遇したところは，ちょっと勘違いして潰せといったらちょっと誤解があるのですが，もうけに応じてそういった応分の負担をしていただくということで，ここで税を正していけば4兆円も財源が出ると。

それから，あとは株式配当のときの富裕層といいますかね，その株式配当のところ

に欧米並みの課税をしていくということで、適正な課税をしていけば、約1.2兆円の財源が出るだろうということで、合わせて5.2兆円の財源が生まれるということでは、これは我々の試算ですけれども、そういった財源をした方がいいのではないかというふうな考え方は持っています。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 要するに、今回この増税をしなくても、大企業や先ほど請願書にもありました、下から4番目、大企業優遇税制や富裕層優遇税制を改めれば、その分の財源が出るであろうというお話であるかとは思いますが、ここでちょっと皆さんにも御理解を深めていただくためにデータをあげたいと思います。

財務省、2018年1月の発表で、まずその大企業優遇税制ということで、法人税のランクをちょっと紹介したいと思います。フランスが現在33.33%で、これは2020年に25%まで落とします。そして、イギリスが現在19%、これも2020年までに17%に落とします。米国が27.98%、カナダが26.5%、中国は25%、イタリアは24%でドイツが29.83、日本が29.74とみて、世界の先進国では中国という経済発展国から見て、ずば抜けて日本の法人税が安いというようなデータはないと思います。そしてもう一つ、財務省のもう一つの諸表として、所得税ってこれ最高税率ですよ、だから富裕層にかかる税率ですから、日本は45%、アメリカ37%、イギリス45%、ドイツ45%、フランス45%となっておって、日本だけが極めてこの辺が優遇されているという数値の結果には当たらないと思いますが、この辺の解釈についてお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 松本議員。

議員（松本 進君） 先ほど言った税率は、そういった今そういう事実なのですけども、私大企業を優遇税制ということで、これは中小企業はほとんど利用できないのですけれども、そこちょっと今金額をはっきり申しわけないのですが、優遇税制って4兆円と先ほど言いました。これはいろんな研究開発減税と違って、大企業に対してやっぱりそういう優遇する、税を軽減するといいますかね、そこが仕組み上あって、税率はさっき言った29.74ですか、そういった税率なのだけれども、これからこの優遇税制で軽減されるわけですかね、引かれて実質の負担といいますか、税金の負担という面では、相当中小企業よりも逆転している状況が起こっていると、そこちょっと数字は今日持っていませんけども、大枠で言えばそういう、税率はそうだけれども大企業が利用している研究開発減税と、

そういった優遇税制のために実質の負担率は下がっているということで、そういったところを是正すれば、先ほど言った4兆円ぐらいの財源が生まれてくるという我々の試算があります。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。まだありますか。

山元委員。

委員（山元経穂君） それだったら、私は一定企業に法人税があつて、その他研究のところで今減税があると言いましたけど、やっぱり牽引していく日本の企業がなければ、結局のところ日本経済はだめになって、ひいては雇用も失われていく。また、グローバル化の中で国際経済にも勝てない。一定の企業に経済活性化をもたらして、日本経済をよくしていくことが雇用にもつながっていく、また日本だけが法人税率が高ければ、当然今度の問題として起こるのは、日本から企業が出ていくかもしれないという問題にもなりかねませんよね。その辺のことにに関してどのように考えられるのかと。

また、関連してお聞きしますが、基本的に企業の内部留保をよくはき出せとか、そういう話でもあるとは思いますが、これはやっぱりそれ余りにも行き過ぎたらそれは問題だとは思いますが、それは企業の独自の経営政策判断なので、それに国家が介入するような、余りひどく国家が介入するような施策というのはなじまないと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

委員長（今田佳男君） 国政の話になりますので。

議員（松本 進君） 国政の話になりますけど、ちょっと。

委員長（今田佳男君） 今、質問出ましたから、答弁はいただくのですけれども、余り話がそういうところへ広がっていくと難しくなると……。

委員（山元経穂君） 委員長，異議あり。

これ、あくまで国政に関する財政の問題なのですよ。だから、それを所見をどのように思っているか。全てこういうことを、なぜこういうこと聞いているかといったら、全て財政に関わってくる問題なのです。それは、財政が今ないから消費税の増税をしなければならぬという問題になっているので、それは多少のところ国政の話に移ってもしようがないと思いますし、この請願書の中で、最終的には増税することが市民に影響があるということをお願いしたいのかと思いますけど、そういう竹原市民に関してということに一切触れてはいないので、その辺のところの議論は幅をとっていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） では、松本議員，答弁。

議員（松本 進君） 確かに、企業が生産する場合は利益が当然やっぱり必要ですし、それは当たり前のことだと思うのですね。それで、私が言ったのは、本来さっき言った税率は二十九. いくらになっているけれども、大企業しか使えない、中小企業とか全部平等に使える分ならいいのですけども、そういう軽減できるならいいのですけども、実際問題大企業しか利用できていない、そこを軽減する一つの例として研究開発減税という優遇税制といたしましたけれども、ほかにもいくらか、ちょっと私も専門的で全部わかりませんが、そういった優遇税制があって、実際その税率はそうだけれども、そういった軽減税率によって実際の負担率というのは中小企業の負担よりもまだ軽くなっているということが実際起こって、これはやっぱりさっき言った累進課税というそのもうけに応じたような負担の税制から見てもちょっと問題があるのではないかなということがありました。

それとあとは、そういった課税を強化すればその生産がどうなのかということが確かに心配もあろうか思うのですけども、こういった下げても、今中国とかアメリカというところには自動車の問題今いろいろ貿易摩擦とか、日米とか中国との関係でもいろいろ言われておりますけれども、もう相当数やっぱり海外拠点を日本の会社自体が起こして、この間はイギリスの分でホンダがどうこうというような意見もありましたけれども、そういった面で、それがいいというわけではないのですが、今私らから見たら残念ながらやっぱりいろんな企業も、自動車なんか特にいろんな海外で生産やっているということで、極端に言ったら日本の雇用が少なくなっている事実がありますから、そこは一定のやっぱり政策もいるのでしょけれども、何とかやっぱり日本の雇用を守るということは大切だし、何らかの手だてが要るのではないのかなとは思います。

ですから、私が言いたいのは、こういった今の税率はそうなっているのだけれども、実効税率、実際の負担から見たら中小企業よりも少なくなっているというのはやっぱり是正をして、その負担の応分の負担を求めていくのが必要なのではないかなということであります。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 今のお話聞いてわからないこともないのですが、ただ本市、例えばうちの市でも実行しているように、中小企業に対しての支援というのは、日本各地で多分具体的に何かと言われたら、ちょっと私も今発言できませんが、いろんな意味で中小企業に対する税制優遇やその他支援策もとられていて、決して大企業だけが優遇されているわけではないと思うのですよね。また、先ほどの発言気になったのが、中国等に企業が出て

いく、これはもう今の状態でも出ていくということは、もう今の状態を看過するということになるのかということが、実際にさっきホンダの問題が出ましたけど、逆に言えば日産やトヨタ、日本に本社を置いて頑張っているわけですから、そういうところをやっぱり考えていかなければならないと思います。

ちょっと、今回の請願を出した松本議員の考え方はよくわかりましたので、私の質疑はここで打ち切りたいと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、紹介議員の説明に対する質疑を終了いたします。

松本議員は自席へお戻りください。

では、お諮りします。

本請願の今後の審査方法でございますが、今質疑を終了したことにより、本日開催される第2回目の委員会において、他の議案に引き続き、討論、採決という流れを考えております。これに御異議ありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっといいですか。

ちょっと1つ発言したいのは、通常やっぱり請願の扱いとといいますか、これは今出ている産業廃棄物の関係の請願ということで、今審査、審議を行っております。本来、通常の例でいったら、そういった慎重審議とといいますか、やっぱりいろんな質問が出て、本来なら請願者の紹介議員の私今やりましたが、請願者の方々にもやっぱり来てもらったりして、こういった請願を出した願意とといいますか、そこなんかも出していただいて、議員の皆さんに理解を示していただく、そういった場が要るのではないかなということ、できればそういった請願者としてもこういう願意を述べる場というか、それを設けていただいて、慎重審議していただくというのがやっぱり産廃の例でもあるような扱いにしていただきたいなということでもあります。

委員長（今田佳男君） ただいまの松本委員の発言ですが、請願者の参考人等の要請がありますけれども、先ほど申し上げましたように、本日の2回目の委員会において、討論、採決という流れで考えておりますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、今の討論，採決という流れで賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

それでは、その流れにいたします。

それでは、自由討議に入ります。

委員外議員，傍聴の方は御退室ください。

では、委員長から申し上げます。

自由討議については、暫時休憩の中でとり行いますが、審査の過程上、マイクをオンにして、あくまでも委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、自由討議を始めます。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

委員長（今田佳男君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会への付託案件について、詳細審査はこの程度にとどめます。

全体審査は、午前11時35分から2回目を再開するということで。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時32分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、総務文教委員会の全体審査を行います。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（今榮敏彦君） 委員の皆様には、本日は総務文教委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会への付託議案につきまして慎重に御審議をいただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） それでは、付託議案等一覧表のうち、議案第18号から議案第29号までを一括議題といたします。

これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） お疲れさまです。

私の方からは、議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、総括でお伺いさせていただきたいと思います。

このたび出ております組織図を見させていただきました。総務企画部や地域振興部の役割というのが非常に大きく、重要になっていくものではないかなというふうに感じております。最初の組織の改正の考え方として、住民の多様化する市民ニーズや新たな行政需要、課題に的確に対応するということが組織の改正の考え方ということでありましたけれども、ここで、私自身が何回か委員会等でも発言をさせていただいておりますが、地域の高齢者が抱えている諸問題というのが莫大にありまして、例えば認知症のサポーター養成講座等も10年以上にもなる。あとは、また徘徊等の高齢者の不明な問題とか、様々高齢者に関わる事案というのがありまして、そういうことを認知症サポーター養成講座とか、あるいはその予防のためのサロンとか、高齢者の見守りとか、そういったことの地域のニーズというものは本当はそういうところにあるのではないかという、本当にたくさん高齢者に関わっている課題というのは非常に多いのではないかというふうに考えますと、地域包括ケアというようなその推進をどのようにしていくのかということの方が、むしろ住民のニーズが多いのではないかな。しかし、ここで言う、今までどおりの健康福祉課というところになるというのは、余りにもその住民ニーズに答えていることになるのかなということもまず1点感じております。

もう一点は、総務企画部と地域振興部ということは、地域振興部も地域づくり課というのがありますけれども、ここもまさに住民の方々の力やお知恵や想像力というものもお借りしながらでないと、とてもでないけどやっていかれないのではないかなということを感じております。今後、基本計画の10年後を見据えた上での新しい組織改革ということになると、果たして本当に住民の協力体制というものがどのように推進することができるのかなということも、大きく2点についてお伺いさせていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） まず1点目の、地域包括ケアに関わる組織のあり方というふうには理解をさせていただきました。

組織名がアピールをするといいますか、市民に対する主張として、どこまでどう表現していくかということにも通ずることだというふうに思いますけれども、竹原市の行政規模からいって、余りにも細分化をしていくと、組織構成上、小さな組織にならざるを得ないというふうになるというふうには理解しています。

その中で、やはり健康福祉課というふうに今組織をしていますけれども、地域包括ケアを主に担当するのはまさにその健康福祉課の役割でもありますけれども、いずれにしてもその地域包括ケアを推進することは、今介護福祉、健康福祉の担当だけがすることではもうなくなってきているというのは委員のおっしゃるとおりでありまして、ただ事業そのものは様々な自主グループへ、地域の介護グループが健康に関わるその高齢者のグループが、行政がまずは入り込んでそれを実施運営に組織化をして、相当程度このグループも増えてきているというふうなこともあります。

ですから、やはり取り組む事業をどこがするかということが、取り組む事業を主において、いろんなその地域包括ケアの推進とか充実に向けた取組が進められるような、現状に即した事業を推進していくことが一番の肝であるというふうに認識しています。

その上で、組織の名称でありますとか、組織のくくりであるとかということについては、やはり現状に今の竹原市のその人員であるとか、今までの組織の経緯であるとか、そういうことを踏まえながらやはり考えていかなければいけないのかなど。そうしたことを踏まえて、今現在の時点では、今の現状で今の保健師を中心とした介護福祉、健康福祉の推進を図ることが、継続していくことがよりベターではないかというふうな判断をしたというふうなところでもあります。

さらに、委員のおっしゃるような高齢者、逆三角形になっている人口構成の中での高齢者の健康づくりや介護、見守りをどう取り組むかについては、この組織の中でしっかり検討して、必要な事業を推進していきたいというふうに思います。

もう一つ、地域づくりということで、集約をした形で地域づくり課という組織を新たに設置をいたすわけでございます。今までは生活環境を実際その地域で行われる生活環境の業務が協働組織として一体にすべきというふうに考えて、まちづくり推進課という組織を設置しておりましたけれども、さらに各それぞれの事務事業とは別に、地域をくくる組織として地域づくり課という組織に今は再編をしたいということで御提案をさせていただい

ております。

もちろん、その女性の活躍ということ、高齢者の見守り、または介護、そして健康づくりということも、全体としては組織横断的に取り組まなければいけないというふうには認識しておりますけれども、まずは地域センターという取組も今回御提案させていただいておりますが、そこを核として地域の振興を図るということを主題として、今回現状の行政需要や課題に対応するための組織として提案をさせていただいたということについて御理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

いずれにしても、例えばそのコミュニティ・スクールにしても、地域交流センターにしても、市民の皆様の手だったり、またその協力というものが非常に重要になってくる。これは災害が起きたからということではないと思いますけれども、いかにその自助、共助というものの力によってこのまちづくりをしていくかということ、竹原市だけでなく、おそらく全国そういった方向性にシフトを変えていかないといけないですし、住民の意識も変えていかないといけないという大事な場面ではないかなというふうに感じております。

そのことについて、市長御自身が地域の方々に御協力をいただいて、さらに強い暮らしやすい竹原市を目指していくためには、どのように市民の方々の御理解を得るのかということをお伺いさせていただきたいなと思います。

委員長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 昨年、大きな災害があつて、地域コミュニティの重要さというものが改めて市民の皆様も行政も各団体の方々も認識されたというふうに思っております。そうした中で、市民と地域に関わって、その行政事務を行うということはもうベースとしてあるわけですが、その組織とのくくりというものをどう捉えるかということは、やはり現状の行政需要、課題、または目指すべき方向性の中で、時々判断していかなきゃいけないというような認識があります。

そうした中で、今回の組織提案につきましては、一定にはやはり大きな意味では災害への対応、そして各それぞれの担当セクションでの事務事業、または今の現下の課題、そして今まさに取り組まなければいけない行財政の持続可能な運営というものを総合的に踏まえて、今回の提案をさせていただいております。

いずれにしても、人づくり、地域づくりというものの観点の中で、それぞれの事務事業

を行い、またその事務事業を推進するための組織として活性、または職員の人材育成もあわせて、これからしっかりと進めていきたいというふうに思っておりますので、そういうことについて市民の皆様にご理解を求めていくことは、私も職員もこれからも怠らず努めていきたいというふうに思います。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他。

松本委員。

委員（松本 進君） 2点、市長に質問したいと思うのですが。

1点目は、議案第18号の国保税の値上げと申しますか、そういった提案がされております。それで、特に値上げの分で、平均として調定額に対して1人当たりの値上げというのは2,613円、昨年よりは値上がりとか、3.41%値上がるというふうにちょっと説明があって、特に均等割、平等割のところは比重を厚く、厚くというか値上げするような提案になっています。

そこで、組合健保とか協会けんぽでは所得割課税で、均等割、平等割がありません。ですから、ここの不平等と申しますか、ここはいろいろ問題点があるわけですがけれども、ベースとして高い国保税が大変なというのはあるのですが、今回の提案に限って言えば、特に均等割、平等割がそこに厚くと申しますか、負担がかかるようになっているということでは、率直に言って、子育て支援とかという今対策をとらなくてはいけない中で、子どもはやっぱり1人でも2人でも増えれば、それだけやっぱり負担が重くなっていくという面では、市長がやっているような子育て支援政策というから見ても考えなくてはいけないのではないかなど。その均等割、平等割が増えるところは、可能な限りやっぱり軽減する必要があるのではないかということについて、市長の見解を求めておきたいということと。

もう一つは、議案……。

委員長（今田佳男君） いや、議案第18号だけで。

委員（松本 進君） それだけですか、はい、ではわかりました。

委員長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 国保税の設定に関わる御質問でありますけれども、基本的に国保税と申しますか国保のその税の設定に当たる上での考え方というものが、応能割、応益割と

ということでのバランスがベースにあって、その上で現行のいわゆる国保運営に関わる竹原市における水準といたしますか、そういうことを踏まえながら税額というものは算定するということにはなっているというふうに考えます。

この間、国保運営の県単位化に向けて、いろんな様々な考え方の中で調整をしてきておりますし、今後も本格的なその県単位化に向けて、統一的な標準税率に至るまでの取組の中で、現状に即したその税額というものを設定しているということであるというふうに認識しております。

いわゆる子育て世代へのケアといたしますか、ということに関しましては、特に低所得者への対応等というものにつきましては、一定には制度の中で対応をしているという背景もあろうかと思えますし、その国保の制度全体の中で、どういう税率にすべきかということについて、今回いろんな基金等の運用を図る中でこの税額をお示しさせていただいているところでありまして、今後においても全体の国保運営の歳入歳出のバランスの中で、その時点時点で適切な保険税率については定めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が言いたかったのは、今の国保税の竹原市の条例の分で市民に対する課税するわけですけれども、県への納付金は、例えば100円を、100円というか、納めなくてはいけないのはわかるのですけれども、県の方に納付金として納めると。あとは、その市民に対する課税というのは、その条例が定めて、そこでいろいろ検討してやるということは可能ですし、できますし、そういった軽減しているところもあります。

それで、結論として言えば、さっき言ったこのそういったいろいろ検討した結果、そういったさっきの値上げになっているよと。その値上げの中身も均等割、平等割がちょっと負担が重くなっているよと。いろいろ軽減対策したとしてもということとは現実なわけでありまして、だからそこは地方自治法、市民の暮らしの問題とか、先ほど言った子育て支援という面から見ても、これからはやっぱりそこは早期な対応が求められるということが要るのではないかなと。そこはちょっと今結論として、均等割、平等割が負担が重くなっているということは、先ほど市長に聞いたのだけれども、なかなかそこらが答弁といたしますか、ちょっとどうかなということの指摘にしておきたいというふうに思います。

ちょっと、次行っていいですか。

委員長（今田佳男君） はい、どうぞ。

委員（松本 進君） 次は、ちょっと行政組織の改革といたしますか、事務分掌の関わり

で、先ほどやっぱり1回目の審査でちょっと大枠を質問したのですけれども、組織の考え方というのが資料の2ページに書いてありまして、ここが率直に言って同じ繰り返しになるのかもしれないけれども。

人口が減る中で、組織も市職員もだんだん減っているということもあるのですけれども、組織のあり方として、人口が減る中では私も長い経験の中では人口が相当減ってきている。そこで、変わっているのは課の体制から部に、5部の体制というような、こういう管理統括部門が強化されているという面で、この実態に合っていないといいますか、人口減少の中では適切な規模というのは、例えば部制を廃止してもいいのではないかなという、そして現場の市民ニーズのところに適切な対応をする必要があるのではないかなということについて、ちょっと考え方そのものを求めたのですが、市長の方でそういうこの説明できればと、人口規模に応じたようなこの特に部、課ということで、5部制が要るのかなということをちょっとどういう思いか聞きたいと。

それから、2点目の柱としては、今回提案されているのは、これは3ページ目のところに、1つはどういう取組をするかということで、行財政、行革の強化、行財政の運営の確立なのだとということで、新設とか集約とかということのちよっと柱として書かれてあります。ですから、そういった分でいろんな財政をどうするかということも必要なのですけれども、私は今市長が言っているのは、次期総合計画の中でまず第一に掲げているのは7月豪雨の復旧・復興支援ですからね。そこにやっぱり重点的にと、これはここで言ったら3番目が3位に置いてるという意味ではないのかもわかりませんが、まず書かれているのは行革のその運営の改革といいますか、そこがまず第一に掲げられているという面では、やる方向性がちょっと違うのではないかなというのが一つ、ちょっとどう思うのかなと。

本来は復興支援事業を6次計画の第1番目に書いてあるようなところですから、その3年余り、2年半余りしているなら、そこに職員を集中して、組織体制が不十分なところがあるなら、職員が足りないというのは明確になっているわけですから、そこに厚くその2年半なら2年半限定に集中的にやっぱり職員体制を強化するということが必要なのではないかなということについて、ちょっと方向性が違うのではないかなというのが1つ。

それとあとは……。

委員長（今田佳男君） まだ続きますか。

委員（松本 進君） ちょっとその危機管理課の関連するところだけを。

委員長（今田佳男君） 危機管理で。

委員（松本 進君） 危機管理の分で、ちょっと2つ目に書いてある関連なのですけども、先ほど言ったのを質問しましたけれども、危機管理課の主な仕事は何かということで、いろいろある中で防災計画の見直しとかというのがちょっと説明がありました。

ですから、私は逆にこういう危機管理課をつくることによって、従来の分にまたその屋上屋の体制になって、その機能がこんがらがるとはならないかなというのがちょっと心配で、もうちょっとこういう危機管理課が本当に必要なのかなということの立場の質問なのです。ですから、今でも防災計画の見直しということが起こる事態になれば、いろんな関係部署を集めていろいろ変えるところを対応するということは必要だし、やられていると思うのですね。

ですから、その上にまた今度はこういった危機管理課で、その説明ではいろんな部署と連携をとりますよということがあったのだけれども、その屋上屋のその組織体制にはなりはしないかということについて、ちょっとお尋ねしておきたい。

委員長（今田佳男君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 組織の関係で、3点御質問をいただきました。

まず、今回の組織改正では、部制については引き続き継続するというような組織改正の内容でございます。

今、松本委員さんから部制の廃止というような御意見もいただいたわけですが、やはり今回この組織を見直す目的としましては、この組織改正の考え方に書いてありますように、やはり組織として適切に機能する規模、構造を踏まえた上で、現在多様化している市民ニーズですとか、新たな行政課題、こういったことに対応するというのと、より効率的、効果的な行政運営の推進に向けた体制を整備するというようなことから、こうしたようなことを考えておまして、より組織をマネジメントしていく上で、やはりまだ今の段階では部制というのは必要であるというふうに考えたところでございます。

それから、2点目のこの主な改正内容のところ、まず行財政経営強化方針に掲げる取組の推進、新たな行政課題の対応というところをまず1点目として掲げているところでございますけれども、復旧・復興については、もちろんこのたび策定いたしました総合計画の中にも重点テーマとして位置づけ、また今回のこの組織の中でも、プロジェクトチームというようなことで設置を、公共インフラ復旧・復興推進プロジェクトチームというような形で、そうした復旧・復興事業の推進を確実にやっていこうというようなことで、そうし

た組織についても設置をする予定といたしております。

やはり、この議会に提案をさせていただいております当初予算につきましても、そうした復旧・復興の事業の予算というのはやっぱり大きく、重要な位置に位置づけておりますので、組織を考える上で、そうしたようなことにもしっかりと来年度対応していけるようなことを、この組織改正の中で考えさせていただいておりますので、そういった意味で御理解をいただければというふうに思います。

それから、やはり昨年の7月の豪雨災害に、非常に本市としてはかつて経験したことないような大きな災害を受けたわけでございます。そうしたような災害への備えとして、今回危機管理課、備えを充実強化するというようなことから、危機管理課を新たに新設するというような提案をさせていただいております。

もちろん、危機管理課につきましては、有事の際にはここが中心となって、そうした業務に対応していくという、平時といいますか、ふだんにつきましては、先ほど松本委員さんからもございましたように、そうした防災計画の見直しですとか、避難所の見直し、あるいは災害時に備えてそうした避難計画ですとか、避難の要支援者の対応ですとか、そういったこともしっかりと検討していかなければなりませんので、そこはこの危機管理課だけでやるというのではなくて、ここが中心となって担当する課と連携をしながら取り組んでいく体制というのは整えていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 第1回目の時に質問したのですが、ちょっと気になったのが、今回の組織改革といいますか、その中で3課あるところを1課に集約するのだというような説明があつて、それはどういうことかという、スピードを上げて取り組むのだという説明がありました。それで、私がちょっと気になったのは、3課だったからいろんな支障が、今は行政上の執行でいろんな支障という言葉がいいのかどうか、いろいろ課題があるからということで整理されているのかなと思ったりしたのですが、そうではなくて課題はないけれども、支障はないけれどもスピードを上げるのだというような端的な説明がありました。

だから、ここは根本的に大きな行政としての考え方がおかしいというのは、やっぱりスピード化というのは行政の姿勢の問題ですからね。先ほど言ったような災害で足らなかつたら、人が足りないというのは明確になっているわけだから、そこに人を増やして事業を

推進を、スピード化を図るよという体制はとれるはずだし、そうとらなくてははいけません。

しかし、支障がないのに3課を1つに集約してやるというスピード化なのだよということは、その姿勢の問題であって、この組織とは別のことの問題やっているのではないかなと、これはおかしいのではないかなと思うのですが、市長ちょっとあなたはどうか考えますかね。

委員長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 済みません。3課を1つにするということがちょっと誤解があるのだというふうに思うのですけれども、3課を1つにするという意味でもないというふうに理解していた上で、御答弁させていただきたいと思います。

危機管理課に関しては、いわゆる危機管理ですね。防災への対応のみならず、様々なその危機管理という概念があると、そういうことに関して、組織横断的に取り組むべきということ前提、これはもう当然なことなのですけれども、一定には集約をするという、部長の表現で行くと集約とするということの意味というのが、総合調整をするというふうな概念であろうと思います。

やはり、災害、有事の際には、なかなかリーダーシップをとるということが今の一番で必要になると。そういうところでは、情報の集約でありますとか、収集でありますとか、いわゆる指令の伝達でありますとか、決定でありますとか、そういうこともやはりこの組織の中で機能的に、または重点的に、集中的にとり行うことができるという意味で、この危機管理という概念の中で課を新たに創設するということでもありますので、何かを集約するという意味ではありませんし、管理部門を強化するというのではなくて、やはり今行うべき財政の健全化であるとか、行財政運営の強化、経営の強化ということに関して、やはり意思決定も含めて、組織的にも集約をする中で推進を図るべきという判断の中で、この機構改革を提案させていただいているということでございます。

いずれにしても、冒頭に御説明したとおり、現状の新たな行政、市民ニーズは当然ですけれども、行政需要、課題というものに対して対応をさせていただきたいということの中で、こういう組織として提案をさせていただいているものでございますので、その点、いわゆる集約であるとか、3課を統一するとか、そういうことではないということは御理解いただいた上で、新たな組織のもとに現行の課題解決に向けた速やかな対応をしていきたいというふうに思っているところですので、御理解いただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと3課というのは、私が聞き間違えあるかもわかりませんが、3つを1つにすると、スピード化を早めるという趣旨の答弁があったと思うので、そこはスピードの問題はやっぱり一つの行政の姿勢の問題だし、言っていることは先ほどちょっと意見を申しました。

ですから、この危機管理の問題なんかは、1つはそういう具体的な例で、災害防止、災害計画、市の防災計画の見直しということに、それに対する体制といいますのは、今でも本来やらなくてはいけない分を今でも体制できる仕組みが屋上屋になってということで、ちょっと私はそこがなかなか払拭できないのですね。

ですから、管理部門の強化ではないと言われるけども、その5部体制のもとでいろんなやっぱり5部の分で作る、それがあっさりないほうが、今度は副市長が事務方トップですけども、その関連部門のあるその関連部の課を集めて副市長がびしっと判断をするという方がよっぽどスピード感を持って決断できるのではないかなという思いについてはどうなのでしょうかね。

委員長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 市長がいて、副市長がいて、その事務執行の中で、様々な各それぞれの組織の中で集約をしていくといたしますか、検討をしていく、また協議をしていくという流れは、どういう組織であっても同じです。ですけれども、今の現下のいわゆる市民ニーズ、行財政、行政需要、課題に対して、いかにスピーディーに捉えることができるか、また進めることができるかということを様々考える中で、こういう提案をさせていただいているということですので、御懸念の部分は、我々としては認識をしておりますし、まさにこれからの行政運営を推進していく上での現下においては適切な組織であります。

あとは、我々がどのように行政事務を進めていくかという人材育成に関わる問題でもあろうかと思えますし、この組織のもとにどういう人員配置をしていくか、人数配置をしていくかのことについても、あわせて我々としては検討して実行してまいりたいというふうに思っておりますので、その点御理解いただきたいと思えます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 質疑なしと認め、本委員会への付託議案についての質疑を終結い

たします。

これより順次討論，採決に入ります。

議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第18号に反対します。

委員長（今田佳男君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第21号に反対します。

委員長（今田佳男君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号平成30年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この後、付託された請願について、討論、採決を行います。

執行部の方はここで御退席お願いいたします。

それでは、請受第31-1号国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

討論はありませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 私はこの請受第31-1号に反対いたします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの請受第31-1号の請願書に賛成します。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 私は請受第31-1号国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願については反対をさせていただきます。

反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

消費税10%の引き上げは、急速な高齢化に伴って増大する社会保障費を確保するものとし、増収分は将来世代の負担軽減、少子化対策、社会保障の充実にそれぞれ充てることとなっており、高齢者も子どもも将来世代みんなが安心して生活できる社会の流れをつくるものです。

また、低所得者への経済的負担を配慮するために、軽減税率を導入します。せめて食べるものだけは税率を上げないでほしいという庶民の切実な声を受けて、毎日の買い物のたびに税負担を感じる痛税感が緩和され、消費の落ち込みを抑える効果も期待できます。軽減税率は世界標準制度であり、既に制度として円滑に運用しています。

消費税の引き上げは財政健全化し、将来的に安定した社会保障制度を確立するためにも必要であると考えます。将来世代に負担を先送りしないためにも、本請願の採択に反対いたします。

以上です。

委員長（今田佳男君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本請願は採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立少数と認め、本請願は不採択することと決しました。

以上をもって当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書及び請願審査報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。あわせて、議決事件の字句等の読み間違い等につきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

それでは、今後の所管事務調査について協議を行います。

協議事項といたしましては、次回委員会の開催についてと、それから閉会中の継続審査の申し出についてであります。

暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後0時17分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これまでの協議結果を踏まえまして、次回委員会については財政健全化への取組についてという予定で、今後正副委員長において調整を行ってまいりたいと思います。

それでは、閉会中の継続審査の申し出についてですが、お手元に申出書（案）を配付しております。個別案件については、ただいまの協議のとおり財政健全化への取組についてとし、期限は次回定例会の前日までといたしたいと思います。

全体案件については、3月31日までは申出書の記載のとおり、4月1日以降は議案第21号の事務分掌条例の改正案の議決結果によっては、常任委員会の所管事務について変更することとなります。よって、変更後の所管に合わせた項目で記載するように考えてお

りますので、詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は全部終了いたしました。

その他、委員の方から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。長時間お世話になりました。

午後0時20分 閉会